

瀬戸市介護保険地域密着型サービス運営委員会運営規則をここに公布する。

平成25年9月25日

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市規則第26号

瀬戸市介護保険地域密着型サービス運営委員会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、瀬戸市附属機関設置条例（平成25年瀬戸市条例第17号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、瀬戸市介護保険地域密着型サービス運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 条例第3条に規定する委員会の担任する事務の細目については、次に掲げる事務とする。

- (1) 地域密着型サービス（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第14項に規定する地域密着型サービス及び同法第8条の2第14項に規定する地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）を行う事業者の指定基準及び指定に関すること。
- (2) 地域密着型サービスの介護報酬の設定に関すること。
- (3) その他市長が意見を求めた事項についての調査及び審議に関すること。

(委員)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 介護保険の被保険者
- (2) 保健、医療及び福祉関係者

- (3) 地域住民の代表者
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(議事録)

第7条 委員会は、会議の終了後、速やかに議事録を作成する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部高齢者福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日以後最初に任命される委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成27年5月31日までとする。